業務部速報

No. 69
発行 25. 11. 10
JR東労組 業務部

申4号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する申し入れ 11月9日(日)第4回団体交渉を行う！②

4．車両検修部門は、地域共創モビリティサービス（ユニット）内に設けずに、事業推進部内に独立した業務（ユニット）とすること。また、各事業本部において、必要な設備更新や修繕費を確保すること。

確認したこと
・独立した業務（ユニット）とすることについては認識合わず対立
・しっかりと予算の確保をおこなう。各事案によって、本社、総車セ、事業本部と予算をとっていく
・車両メンテナンスをおこなう組合員・社員の技術・技能を高めていく。鉄道固有の技術を会社内に内在化していく　・車両品質を向上させていく　・地方議論において、具体的な改善に向けた議論をしていく
・働きやすい環境づくりに向けて努力する

7．各箇所における組合員の配置については、特性や技術・技能を把握し適正に行うこと。また、「融合と連携」により、新たに担当する業務に就く場合は、必要な教育・訓練を実施し、本人の不安を解消すること。

確認したこと
・組合員・社員個々の特性、技術・技能を把握することを確認し、その上で配置をしていく
・新たな業務に就く際への教育・訓練は、これまで以上に実施する
・固有の技術、労働の特性・特殊性があることから、これまでと変わらず必要な教育をしていく
・地方議論において、組合員・社員の配置や、教育・訓練については、より具体的な議論となっていくが、この間の経過を踏まえて、丁寧な議論をする
・「業務内容の変更」をする際は、前々月の 25 日を目安に本人に伝える
・「会社として必要な配慮」の中に社員の不安解消も入る

8．組合員が安全で安心して業務できる作業ダイヤを作成すること。

確認したこと
・作業ダイヤの作成は、各箇所の実態に即して、今まで通り各箇所で行う
・各箇所の作業ダイヤは、各箇所で働く組合員・社員の声に基づき作成する
・安全が経営のトッププライオリティであるため、仕事につなげていく
・安心して業務できる環境をつくる

10．事業本部内において、組合員の主たる業務と主たる勤務地を明確にすること。また、事業本部内でのユニット間の異動（現行の本部・支社が所在しない事業本部については業務間の異動）については、発令すること。

確認したこと
・苦情処理の関係については、申 7 号で議論した通り、別途労使議論の場において議論をおこなうこと
・発令することについては認識合わず対立
・主たる勤務地は、勤怠管理している箇所。主な業務内容は勤務指定でわかる

【特徴的な議論内容】●組合　□会社

●主勤務地も主たる業務も何もない中で、月の勤務指定に基づいて業務することに不安の声が出ている
●発令しなければ自分のロッカーがどこにあるのか分からないのではないか

□勤務指定で業務を指示することになる。発令は事業本部単位で行う
□主に働く場所はある。発令はしないが、勤怠管理している箇所、勤務指定をおこなう箇所が主な勤務箇所となる。勤怠管理している箇所が変更になる場合は、業務内容の変更となる